

12 その他

(1) 出典一覧

	項目	調査時点	出典名	
標題	キャッチフレーズ	H31.4.1	各市町村照会	
	マーク（市町村章）	H31.4.1	各市町村照会	
	住所等	H31.4.1	各市町村照会	
	市町村の木・花・鳥（魚）	H31.4.1	各市町村照会	
	地域指定	H31.4.1	各市町村照会	
	一部事務組合等加入事業 公営企業	H31.4.1 H30年度	各市町村照会 各市町村照会（平成30年度決算統計対象）	
概要	(1) 位置図	H31.4.1	各市町村照会	
	(2) 主要施設案内図	H31.4.1	各市町村照会	
	(3) 面積	総面積	H30.10.1	平成30年国土地理院都道府市区町村別面積調
		耕地面積	H30.7.15	平成30年作物統計調査
		林野面積	H27.2.1	平成27～28年農林水産統計年報
	(4) 人口、世帯数	国勢調査関係	H17,22,27	平成17年,平成22年,平成27年国勢調査
		住民基本台帳関係	H31.1.1	住民基本台帳年報
	(5) 有権者数	H31.3.1	定時登録者数報告	
	(6) 就業人口比率	H27.10.1	平成27年国勢調査	
	(7) 沿革	H31.4.1	各市町村照会	
(8) 執行機関・議会	執行機関	H31.4.1	各市町村照会	
	職員数	H30.4.1	各市町村照会（給与実態調査ベース）	
	議会	H31.4.1	各市町村照会	
行政機構図		H31.4.1	各市町村照会	
主要な施策・事業		H31.4.1	各市町村照会	
ユニークな施策・事業		H31.4.1	各市町村照会	
財政（普通会計）	(1) 決算収支	H29年度	平成29年度地方財政状況調査（決算統計）	
	(2) 主な歳入歳出	H29年度	平成29年度地方財政状況調査（決算統計）	
	(3) 主要指標等	H29年度	平成29年度地方財政状況調査（決算統計）	
	(4) 市町村税の状況	① 税収状況	H29年度	平成29年度地方財政状況調査（決算統計）
		② 税目別税率	H30年度	平成30年度税率等の調
財政（主な公営企業会計）		H29年度	平成29年度地方財政状況調査（決算統計）	
公共施設		H29年度末	平成29年度公共施設状況調査	
産業	農業	農家数	H27.2.1	平成27～28年農林水産統計年報
		耕地面積	H30.7.15	平成30年作物統計調査
		米収穫量	H30年	平成30年作物統計調査
		産出額	H29年	平成29年生産農業所得統計 市町村別農業産出額（推計）
	工業 商業		H30.6.1 H28.6.1	平成30年工業統計調査（速報値） 平成28年経済センサス-活動調査
教育	幼稚園	H30.5.1	平成30年学校基本調査	
	幼保連携型認定こども園	H30.5.1	平成30年学校基本調査	
	小学校	H30.5.1	平成30年学校基本調査	
	中学校	H30.5.1	平成30年学校基本調査	
福祉	保育所	H30.10.1	保健福祉施設・病院名簿	
	養護老人ホーム	H30.10.1	保健福祉施設・病院名簿	
	特別養護老人ホーム	H30.10.1	保健福祉施設・病院名簿	
医療		H29.10.1	平成29年医療施設調査	
その他の情報	(1) 名所・旧跡	H31.4.1	各市町村照会	
	(2) 祭り・イベント等	H31.4.1	各市町村照会	
	(3) 名物・特産	H31.4.1	各市町村照会	
	(4) 姉妹都市	H31.4.1	各市町村照会	
	(5) 友好都市等	H31.4.1	各市町村照会	

（注）執行機関・議会について、選挙等があった市町村は基準日が異なっている。

(2) 財政用語解説

用語	見方	算式
実質収支	決算収支をあらわすもので、実質的な黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整として適度の剰余も考えられる。	(歳入-歳出)-翌年度へ繰越すべき財源
単年度収支	当該年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いたもので、当該年度のみの収支の差額を示す。	当該年度実質収支-前年度実質収支
実質単年度収支	単年度収支から実質的な黒字要素や赤字要素を加減したものの。	単年度収支+財政調整基金積立額+地方債繰上償還額-財政調整基金取崩し額
標準財政規模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額。	{(基準財政収入額-各種譲与税等)×100/75+各種譲与税等}+普通交付税
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標。この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造に弾力性があるといえる。	経常経費充当の一般財源の額/経常一般財源の額×100(%)
財政力指数	当該団体の財政力をあらわす指標で、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。	「基準財政収入額/基準財政需要額」の3ヶ年度平均(平成27～29年度)
経常一般財源比率	標準財政規模に対する経常一般財源の割合で、当該団体の歳入構造の内容を判断できる。「100」を超える割合が高いほど経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることが示される。	経常一般財源収入額/標準財政規模×100(%)
実質公債費率	平成18年度から地方債の許可制度が協議制度に移行したことに伴い、起債制限比率に代わり、地方債の起債制限等に係る新たな指標として導入された。 18%を超えると地方債許可団体に移行し、25%を超えると、次の区分に応じ、財政健全化計画等を策定する必要が生じる。また、計画の実施が着実に行われていない団体については、その内容に応じ、地方債の発行が制限される。 (1) 25%以上35%未満の団体:財政健全化計画の策定・取組が必要。計画が着実に実施されていない場合には、地方債の発行が制限される。 (2) 35%以上の団体:財政再生計画の策定・取組が必要。計画が着実に実施されていない場合には、地方債の発行が制限される。	算出式: {(A+B)-(C+D)} / (E-D) の3ヶ年平均(平成27～29年度) A: 地方債の元利償還金 B: 準元利償還金 C: 特定財源 D: 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額参入額 E: 標準財政規模